

## ACSV MONTHLY LETTER

所得税の確定申告、給与・公的年金等支払者からの報告やその他の情報に基づき、市区町村により課税決定される個人住民税について説明します。

## ● 個人住民税について

個人住民税は、前年の所得金額に応じて課税される「所得割」、定額で課税される「均等割」などがあります。所得割と均等割は合計して、以下の方法で徴収されます。

方法	内容	納付時期
普通徴収	市区町村より送付される納税通知書で、自分で納付	年4回に分けて納付
特別徴収	給与や公的年金等から天引き	6月から翌年5月まで

毎年6月に市区町村より納税額が通知されます。給与所得・事業所得などの各所得金額は所得税と同じですが、所得控除や税額控除に以下のような違いがあります。

内容	所得税（平成29年分）	個人住民税（平成30年度）
生命保険料	控除限度額 12万円	控除限度額 7万円
地震保険料	控除限度額 5万円	控除限度額 2万5千円
寄付金控除	所得控除または税額控除	税額控除
配偶者控除	38万円（老人48万円）	33万円（老人38万円）
配偶者特別控除	3～38万円	3～33万円
扶養控除	38万円（特定63万円、老人48万円、同居老親等58万円）	33万円（特定45万円、老人38万円、同居老親等45万円）
基礎控除	38万円	33万円
税率	累進5～45%（復興税として平成49年まで税額の2.1%加算）	一律10%
配当控除	10% or 5%	2.8% or 1.4%
住宅ローン控除	住宅ローン残高の1%（上限40万円、認定住宅は50万円）	所得税で控除しきれなかった残額（上限136,500円）

この他、障害者控除・寡婦控除なども個人住民税が小さくなっています。

なお、平成30年分から配偶者控除・配偶者特別控除が一部縮減され、平成32年分から給与所得控除や公的年金等控除の改正に伴い、基礎控除は10万円引き上げられます。

## ■ 税務カレンダー

	内容	備考
5月	自動車税の納付	
6月	個人住民税納付（第1期）	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。